

昭和四十四年七月招集
昭和四十四年九月招集

千葉県館山市議会議録

館山市議会議會

第三回館山市議會臨時會會議錄

昭和四十四年七月招集

第三回館山市議会臨時会会議録目次

日	時	三
場	所	三
出席議員		三
欠席議員		四
出席説明員		四
出席事務局職員		五
議事日程		五
開	会	六
出席説明員の報告		六
議案の配付		六
会議録署名員の指名		六
会期の決定		七
提案理由の説明		八

議案の上程(議案第四十九号)

議案の内容説明

採決

議案の上程(議案第五十号)

議案の内容説明

質疑応答

採決

議案の上程(議案第五十一号)

議案の説明

採決

閉会

本日の会議に付した事件

九

〇

〇

一

一

三

七

七

七

八

八

九

第三回館山市議会臨時会會議録

昭和四十四年七月招集

一、昭和四十四年七月三十日（水曜日）午前十時

一、館山市議会本会議場

一、出席議員 二十五名

三番 石井輝久

四番 伊賀多朗

七番 白熊盛太郎

九番 三幣勇

一二番 小柴孝

一五番 石井正

一七番 江田徳太郎

一九番 島野茂樹郎

二二番 小沢恵太郎

二四番 田中禄郎

三番 嶋田石蔵

六番 礒辺博

八番 黒川正

一〇番 西村真次

一四番 遠山ヨネ子

一六番 五十嵐昇

一八番 安西益男

二〇番 中村省吾

二三番 飯田義男

二五番 田村源治郎

二六番 秋山六三郎

二八番 望月照正

三〇番 山口康

二七番 安沢徳順

二九番 鈴木市蔵

一、欠席議員 四名

二番 吉田勇治郎

五番 藤田益治

一番 菊井敏博

三番 山田教宇

六、出席説明員

市長 本間謙

助役 島山伝

収入役 高木哲三

秘書課長 太田博雄

庶務課長 小倉澄男

人事課長 小沢正治

財政課長 長谷川広治

建築課長 池田春雄

教育委員長 高木正

庶務課長 干場伊右門

農業委員会
 事務局長 島山市治郎
 出席事務局職員

事務局長 高梨清一
 事務局長補佐 高尾豊
 書記 兵藤恭一
 書記 錦織睦子
 書記 渡辺弘
 書記 庄司徹
 書記 木高松雄

一、議事日程

昭和四十四年七月三十日午前十時開議

- 日程 第一 会議録署名員の指名
- 日程 第二 会期の決定
- 日程 第三 議案第四十九号 北条小学校建築工事請負契約の締結について
- 日程 第四 議案第五十号 館山市災害等罹災者見舞金給付条例の制定について
- 日程 第五 議案第五十一号 農業委員会の委員となるべき学識経験者の推薦について

開 会

午前十時三分 開 議

○ 議長 (西村真次君) 本日の出席議員数二十三名、これより第三回市議会臨時会を開会いたします。

出席説明員の報告

○ 議長 (西村真次君) 本臨時会の議案審議のため地方自治法第二百一条の規定による出席要求に対し、本間市長、
島山助役、高木収入役、太田課長、小倉課長、小沢課長、長谷川課長、池田課長、高木教育長、干場課長、島山局長以
上の者が出席する旨の報告がありました。

議案の配付

○ 議長 (西村真次君) 議案を配付いたします。議案の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

会議録署名員の指名

○ 議長 (西村真次君) 日程第一、会議録署名員の決定を行ないます。

本臨時会の会議録署名員に三番議員嶋田石蔵君、二八番議員望月照正君以上両君を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

会 期 の 決 定

○ 議長 (西村真次君) 日程第二、会期の決定を行ないます。

本臨時会の会期につき議会議運協議会の意見は本日一日ということであります。

おはかりいたします。会期を一日と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて会期は本日一日と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前十時五分 休 憩

午後一時五分 再 開

○ 議長 (西村真次君) 午後の出席議員数二十名、休憩前に引き続き会議を開きます。
本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

提案理由の説明

○ 議長 (西村真次君) これより本臨時会の案件につき市長の説明を求めます。

(市長本間謙君登壇)

○ 市長 (本間謙君) 議案説明を申し上げます。本日は暑さきびしいなかを急拠第三回臨時市議会を招集いたし恐縮に存ずる次第であります。急施を要し御審議をわずらわします案件が三件ほどございまして、まず第一はかねてより懸案であつた北条小学校建築工事請負契約の締結についてであります。これは指名競争入札の方法により東京都新宿区筑土八幡町株式会社熊谷組と契約金額二億五千七百万円、工期を明年七月三十一日までと定めて工事請負契約の締結をいたしたく法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により議会の議決をお願いいたしたいと存ずるものであります。

本校舎が明年完成のあかつきは、鉄筋コンクリート一部三階建、総延べ面積八、二五二平方メートルの近代化された教育施設として静かな明るい環境のなかで教育の向上効果がはかられるわけであります。

次に館山市災害等罹災者見舞金給付条例の制定であります。これは本年西日本を襲つた長雨による水害被害をはじめ、これから、本市も台風シーズンをむかえるわけですが、幸いに災害の少ない本市でありますけれども、万一災害等により、罹災された悲惨のなから罹災者が一日も早く力強く更生していただくためにわずかな金額であります

が、罹災者見舞金給付制度を確立して贈呈できる道を開きたいと存ずる次第であります。近代科学等の発展に伴つて、災害等の範ちゆうも幅広くなつてきておりますが、一応災害対策基本法によるところの異常突発的な自然現象による被害をはじめ、火災、爆発、交通事故などを対象に、災害等の種類を住宅施設としまして、全焼をはじめ半焼、流出、埋没、床上浸水など、人身関係としまして、死亡、行方不明、負傷等に分け、見舞金給付額は一般世帯最高五千円から三千円、準世帯最高五千円から二千円程度の見舞金を支給しようとするものでありまして、とりあえず本年八月から実施の運びといたしたい所存であります。

なお、本臨時市議会において本年七月十五日任期満了となつた農業委員会委員のうち、農業委員会等に関する法律第十二条第二号に規定する学識経験を有する者の中から議会が推薦せんとする委員についての推薦をお願いいたしたく存ずる次第であります。

以上簡略な説明につきるわけですが、いずれの案件も急施を要するものであります。詳細につきましては、関係課長等をして説明させていただきます、よろしく慎重な御審議をなまわりますようお願い申し上げます。一言提案理由の説明といたす次第でございます。

○ 議長 (西村真次君) 市長の提案説明を終わります。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第三、議案第四十九号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第四十九号 北条小学校建築工事請負契約の締結について

議案の内容説明

○ 庶務課長 (小倉澄男君) 議案第四十九号につきまして御説明申し上げます。

北条小学校の建築工事につきまして、先般来業者を種々選考いたしました。慎重なる選考の結果十社、安藤建設株式会社、株式会社大林組、株式会社熊谷組、大成建設株式会社、戸田建設株式会社、東海工業株式会社、東急建設株式会社、清水建設株式会社、株式会社石井工務店、有限会社計工務店の十社を予算決算等に関する法律という法律に準拠いたしました。十社を指名いたしました。指名競争入札に付したわけでございます。七月二十二日入札を施行いたしました。ここに契約の金額二億五千七百万円をもちまして、株式会社熊谷組に落札が決定いたしましたので、ここにあります工期によりまして、契約を締結いたしたいと考えましてここに提案した次第でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長 (西村真次君) 御質疑を求めます。御質疑ございませぬか。——御質疑なしと認めます。

討論省略・採決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略原案通り承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案通り可決されました。

議案の上程

○ 議長（西村真次君） 日程第四、議案第五十号を議題といたします。

（書記朗読）

議案第五十号 館山市災害等罹災者見舞金給付条例の制定について

議案の内容説明

○ 庶務課長（小倉澄男君） 議案第五十号につきまして御説明を申し上げます。

本条例は先ほどの市長の提案理由の説明にありますとおりでございます。本年の梅雨時期に全国各所におきまして、山くずれ、がけくずれ、住宅の流失等ひんびんとして大きな災害が発生いたしました。当房州地方におきまして、さういふようなおそれも当時あるのではないかと心配されたわけでございます。そういうようなこともありまして、さらにはたまたま八月、九月に台風シーズンをおかしておりますので、ただいままでに館山市にこういう条例がございます。館山市長といたしまして、わずかな御見舞金を差し上げておつた。ケースバイケースといいますが、そういう状態でございますので、これを市の正規の条例といたしまして、この目的にも掲げてございますとおあり、少しでも市民の心のお手助けをしたいというようなことで本条例を提案した次第でございます。

第一条の目的は書いてあるとおりでございます。第二条の定義に災害等ということでございますが、あくまでも災害対策基本法によりまする災害に加えまして、最近頻発しております交通事故によります死亡、負傷等にもぜひ差し

上げたいという意図でこれも含めた次第でございます。それからこの金額は第三条におきまして、別表に定めるところの金額を差し上げるのだ。市長の提案の説明にもございましたが、十分な額ではございませんが、現在のところこの辺から出発をしていきたいという考えであります。なおこの災害見舞金を差し上げますに際しまして、一応制限というのを考えまして、第四条において三点の制限を加えた。ということはいわゆる災害が発生しまして、館山市に五万以上の世帯におきますと世帯が八十戸以上とか、千葉県下におきましては何戸以上という救助法に規定されました一定の広地域にわたる災害が発生した場合にこの災害救助法によりまして、住居のお世話とか食料、看護対策とか種々対策が講じられます。ということはしなければならぬわけでございます。そういうことで災害救助法の適用はあてはまらないということでございます。それからさらに故意に災害を起した場合はいけない。さらに第三点におきまして、防災に関する勧告に従わない。種々防災に関する法令がございます。地すべり防止法とか危険な火薬の取り締まり制限法、建築基準法とか森林法とか防災に関する各省における法律がございますが、こういうような法令によりまして禁止されておりますことを、勧告を受けていたものをあえて実施しないで受けた場合にこれをやらないという制限をいたした次第でございます。この条例は見舞金という趣旨でございますので、これらの条項を一応決定いたしまして、さらに必要な運用上の方法は規則に委任したいという考えで第五条をあげたわけでございます。

なお、第三条によりまする別表でございますが、別表の一に住家の全壊、住家の半壊と非住家の全壊、非住家というのは倉庫とか事務所とか住まつてない家でございますね。それから住家の流失、埋没、住家の全壊、住家の半壊、床上浸水それからもう一つの死亡、行方不明、負傷、なお負傷の程度でございますが、一応一カ月以上であるという程度と認められる重傷者に対して、その他いろいろの災害が起ると思いますが、これは予期せざる災害が発生することも考えまして、市長が災害等に準ずるものと認めた場合にこれも差し上げるのだという意味合いでございます。以上の意味に

おきまして、本条例を提案した次第でございますが、よろしく御審議いただくことをお願い申し上げます。

質 疑 応 答

○ 議 長 (西村真次君) 御質疑願います。

○ 二五番 (田村源治郎君) 三条に市長が別表に定めた見舞金を給付すると整然と書いてあるけれど、津波、地震、高潮に対する非住家のものに三千円、漁船の流失、破壊、遭難に対するものはどういうわけで災害にならないのか、非住家がなつて、館山市には漁船、漁具を多く持つておる。船形にも富崎にも、そういう場合に突発的なことが起こる。それは災害にならないのか、非住家ばかりが災害か、一般住民とか農家に適用して海岸線に適用するものは漁船、漁具が財産である。それを対象としてない理由を説明していただきたい。

○ 庶務課長 (小倉澄男君) お答えいたします。それは人が不幸にして流されてしまったという場合にはあくまでも災害と認めてその方にやはり見舞金を差し上げる。漁船等に関しては、ただいま最後に申し上げました別表の第三市長が災害等ということで市長の認定によりまして認められる。私どももこれはあくまでも災害等に準ずるということ、で解釈をして参りたいと思います。なお先ほども御説明申し上げましたとおり、一応この定義の中に災害等とはこういうものであるということを示し上げましたが、災害対策基本法にいわゆる常識的に掲げてあるものがこれでございますので、そのほかに各種の場合災害と考えられるものがたくさんございます。そういうものは別表の第三のワクの中で処理をしていきたい。そういう考えでございます。

○ 二五番 (田村源治郎君) して見ると、この条例のほか規則に定める。どういふ範囲で別表の中を含むか、範囲が

広いのである。一つのモデルのものを書き上げてあることなのか。館山市の津波はどこからくる。海岸線における漁民は住家より漁船、漁具が大きい財産である。漁師としては家がつぶれても漁船、漁具が助かればということで、漁船、漁具を含むと公然と書いてもさしつかえないだろうと思う。広い範囲で別表の説明にもすべきだ。五条において漠然と逃げておるようなことをしてある。どこまでの範囲でどこまでいいか、市長の認定次第だといふいき方なら条例として価値があるのかないのか、確実なものを確実によく検討して、あとは市長の任意にまかせた必要性においての条例を作るのがあたりまえではないか、その点についてもう一ぺん意見をお願いします。

○ 庶務課長 (小倉澄男君) 田村さんの御意見ももつともでございますが、私どもこれを提案いたします場合におきまして、別表に掲げました住家、非住家こういうケースが非常にたくさんございます。これはあらゆる場合におきまして、こういうことが予想されますので、これを中心として成案いたしましたために確かに津波が出ますれば、漁船をういうものの被害が必ず起こると思えます。そういうことも考えをいたさないわけではないのでありますが、一応当地方に今までありました災害のうち非常に多発のケースから申しまして、住家ということで別表にこれを基準として掲げた次第でございます。あくまでもその漁船のあれが災害にあてはまらないのだということではなく、これはもう当然含まなければいけないという考えでございます。

当時私どもこれを審議いたしました場合に非常に多くの場合が予想されます。これを見舞金という条例、制度という観点からいたしました、あまりにこれを条例において的確に格づけをいたしてしまいますと、その運用において支障がきてこの方には差し上げてこの方には差し上げられないのだということがあつてはならないと思ひまして、あくまでもその運用において規則に委任していきたいということで、漁船が落ちたことはまことに申しわけないと思つておりますが、その漁船の場合にいけないのだということではなくて、あくまでも住家を中心といたしまして、別表を掲げたというの

が実情でございます。よろしく御了承のほどを。

○ 二五番 (田村源治郎君) 住家を基準としたというけれども、仮りに船が転覆してけがをした。ともに船も損傷した。負傷だけがあてはまつて船の損傷はどうするのだ。むずかしいものは市長にまかせて市長がだめだというならだめだ。どうしてもつと的確に漁船の流失だとか転覆、資材を流失したものは幾らとか確実にして、これでは漠然とあさはか過ぎる条例を作り過ぎる。なおすということを確認にしまつとつけ加えるというなら私はこれにおいて条例は通るかもしれないが、もつとつけ加えて出しますからこれはこれにしてくださいというならわかるが、この条例なら私はきめる必要はない。はつきりと館山市の情勢をよく知らないということでしょう。

○ 庶務課長 (小倉澄男君) 一言たとえて申し上げますと、漁船の場合ですね。漁船が転覆してという場合それから住家の場合が一番わかりやすいんですが、災害対策基本法などにおきますと、七〇%以上焼失した場合とかそういう尺度がうたつてあるわけでございますが、それをうたいますという、たとえば適当ない方ではないかもしれませんが、保険屋さんでいきますと全焼でなくなるのだということになりますと、そういう定義によりまして十分な御見舞金を差し上げられないということもございまして、その程度ということにつきましては、われわれは最高額をすべての場合に差し上げたいというのが市長の考えでございます。そういう考えのためにあえてそれを条例にまではつきりうたわないで規則にまかせるという意味でございますが、ただいま田村議員さんから将来どういう考えがあるかということで、私も漁船に関しましては、はつきりと規則の方におきましてそれをうたいたい込んで、もつて議員さんの意にそいたいというところで御了承願いたいと思えます。

○ 二五番 (田村源治郎君) 了解。

○ 一八番 (安西益男君) 見舞金制度につきましては、去る六月の定例会において提案申し上げまして、今回条例化されましたことはまことに敬意を表するものでございますが、本年早速八月からということでございますので、ただ非常に広範囲だというような今のお記しの中からこの辺から執行されるのだと思えますが、新年度におきましては、見舞金の額の引き上げという点におきまして、一つ御考慮願いたい。このように思うわけでございますが、それとまた台風等、そういうたときにおきましての災害対策といえますか、そういうた関係をお聞かせ願いたいと思えます。

○ 庶務課長 (小倉澄男君) 第一点でございますが、来年度にはこれに対してどういうふうと考えておるかということだと思いますが、できれば額を上げていきたいとば考えておりますが、一応本年度の案を中心として考えていきたいということでございます。

さらに二点目の災害に対する館山市の体制はということであろうと思えますが、市長が災害対策本部長ということでその主管事務局を庶務が扱っております、災害が発生すると予知された場合におきましては、災害対策本部が市役所の中に自動的に組織されることになりまして、救助係とか厚生係いろいろの各係がございますが、これは主として各関係課長が班長をつとめておりまして、それぞれの防災体制を敷くような手はずとなっております。この手はずは議員さん等にも防災に関する本を差し上げたと存じますが、非常に膨大な災害対策に関する布陣、体制でございますので、ここでちよつと御説明申し上げるわけにはいきませんが、市役所職員が全員出動して、それだけではなく市内の警察、消防団さらになお必要とあらば災害対策基本法によりまして、市長は強制的に事業所等をその災害の避難所として強制収用ができるというような法律もございます。あらゆる法によりまする活動を開始する体制は常に整つておる次第でございます。

○ 一八番 (安西益男君) 最初の金額等につきましては、新年度十分御検討願いたいということを希望するわけでござ

ございますが、なおまた対策本部等につきましても、どうかしますと流行病ですか発生した場合に他市等においてとまどつたということも聞きますので、その点十分御手配願つておきたいと思うわけです。以上。

○ 議長 (西村真次君) 他に御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。

討論省略・採決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略原案通り可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案通り可決されました。

議案の上程

○ 議長 (西村真次君) 日程第五、議案第五十一号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第五十一号 農業委員会の委員となるべき学識経験者の推薦について

議案の説明

○ 議長 (西村真次君) 説明を求めます。

(二五番 議員 田村源治郎君登壇)

○ 二五番 (田村源治郎君) ただいま議題となつております農業委員会の委員推薦についての議案に対しまして、提案者といたしまして説明いたします。

お手もとに配付の議案のとおり、船形百三十八番地和泉次義雄氏、沼五百九十三番地川名泰寿氏、古茂口三百八十五番地安田忠雄氏を異適任者と認めて推薦いたしたいと思ひますので、なにとぞ満場の御賛成をたまわりたくお願い申し上げます。提案説明にかえさしていただきます。(拍手)

討論省略。採決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を原案通り推薦することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて決しました。

閉 会

○ 議長 (西村真次君) 本臨時会に付議されました案件全部を議いたしました。よつて第三回市議会臨時会を閉会いたします。

午後一時四十三分

閉 会

○本日の会議に付した事件

一、会議録署名員の指名

一、会期の決定

一、議案第四十九号乃至議案第五十一号

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長

議員

議員

西村喜次郎
嶋田石蔵
望月照小

